

平成22年度資金管理業務に関する事業計画書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成22年度資金管理業務に関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

平成17年1月1日の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時まで、制度本格施行時の既販車のうち、平成20年1月31日までに継続検査、中古新規登録・検査又は構造検査等変更検査を受けることなく使用済自動車となるものについては引取時に、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行う。

平成22年度は、新車登録時預託480万台分(545億円)、引取時預託33万台分(13億円)のリサイクル料金の收受が見込まれる。

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を安全かつ確実な方法により管理し、運用の基本方針、運用計画に基づいて管理・運用する。

平成22年度末における保有債券残高は8,194億円が見込まれる。このうち、平成22年度の新規運用額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む)は988億円を見込む。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)、及び情報管理センター(本財団情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行う。

平成22年度は、シュレッダーダスト395万台分(245億円)、エアバッグ類229万台分(46億円)、フロン類346万台分(72億円)、情報管理料金395万台分(7億円)が見込まれる。

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当

該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金を返還する。

平成22年度は、80万台分(89億円)が見込まれる。

5. 特定再資源化預託金等の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、資金管理法人(本財団資金管理センター)による情報システムの分析・検討・設計等に要する費用への0.5億円の充当、並びに指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)による離島対策等支援事業及び情報管理センター(本財団情報管理部)による情報管理業務へのそれぞれ1.5億円、0.6億円の出えんを行う。

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の收受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼動のための万全な運営・管理を行う。

7. 理解普及活動の実施

主に自動車所有者・ユーザーに対して、自動車のリサイクル状況・自動車リサイクル料金の使われ方及び自動車リサイクルと自動車所有者・ユーザーとの関わり方等の理解を一層深めていただくため、理解活動を実施する。

8. 情報システムの分析・検討・設計等の実施

平成21年12月開催の第32回資金管理業務諮問委員会で審議・承認された「情報システムのあり方の検討」のとおり、情報システムの大規模な改善は、将来的にもその必要性が予想され、資金管理業務諮問委員会では、指定法人業務を行っている資金管理法人(本財団資金管理センター)、指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)及び情報管理センター(本財団情報管理部)の指定3法人におけるその事業費の支出のあり方等を検討しておく必要があるため、現状の情報システムの問題・課題を明らかにするとともに、その改善方策の検討を元にシステム設計を実施し、効果や費用、受益者等の状況を明確にすることが求められることから、資金管理法人(本財団資金管理センター)は、前述の検討に資するための情報システムの分析・検討・設計等を行う。

以上